

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>天気予報及び気象警報・注意報その他、 災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	日本放送協会 (長野放送局)	天気予報及び気象警報・注意報その他、 災害情報等広報に関すること。	〔略〕	〔略〕	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	〔略〕	〔略〕	日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	〔略〕	〔略〕
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
〔略〕	〔略〕																		
日本放送協会 (長野放送局)	天気予報及び気象警報・注意報その他、 災害情報等広報に関すること。																		
〔略〕	〔略〕																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
〔略〕	〔略〕																		
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																		
〔略〕	〔略〕																		
4	飯綱町の地勢と災害要因、災害記録	<p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 気候 日本海側気候に属する積雪寒冷地で、平均気温11℃、降雨量861mm、降雪量315cmとなっているが、海拔の高い山地高原は、冬期降雨雪量が多く、気温は低くて夏は涼しい。一方、平坦地はやや内陸型の気候を示して、気温の日隔差と年隔差が大きく、降水量も極めて少ないなど町内の高地と低地の気象差が大きい。</p> <p>(5) 自然条件にみる災害の要因 〔略〕 ア～オ 〔略〕 カ 長野県に災害をもたらす台風コース 長野県の台風災害は、おおむね8～10月。長野県から見た台風のコースによって、雨や風のおおよその傾向がある。 ただし、個々の台風によって雨雲の分布や風の吹き方は異なるため、実際に台風が接近する際には、気象台から発表される台風情報や気象警報・注意報等を参照する。 〔以下略〕</p>	<p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 気候 日本海側気候に属する積雪寒冷地で、平均気温11℃、降雨量861mm、降雪量315cmとなっているが、海拔の高い山地高原は、冬期降雨雪量が多く、気温は低くて夏は涼しい。一方、平坦地はやや内陸型気象を示して、気温の日隔差と年隔差が大きく、降水量も極めて少ないなど町内の高地と低地の気象差が大きい。</p> <p>(5) 自然条件にみる災害の要因 〔略〕 ア～オ 〔略〕 カ 長野県に災害をもたらす台風コース 長野県の台風災害は、おおむね8～10月。長野県から見た台風のコースによって、雨や風のおおよその傾向がある。 ただし、個々の台風によって雨雲の分布や風の吹き方は異なるため、実際に台風が接近する際には、気象台から発表される台風情報や警報・注意報を参照する。 〔以下略〕</p>																

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
1	風水害に強いまちづくり	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた地域については、警戒区域ごとに情報伝達、<u>気象警報・注意報等の発表・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知する。</u>[略]</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>キ <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</u></p> <p>ク 町は、道路防災対策等を通じて、<u>強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>ケ <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>コ 町は、次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>(コ) 土砂災害警戒区域における情報伝達、<u>気象警報・注意報等の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進</u></p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。<u>また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた地域については、警戒区域ごとに情報伝達、<u>予警報</u>の発表・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知する。[略]</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>キ 町は、<u>道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>ク 町は、次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>(コ) 土砂災害警戒区域における情報伝達、<u>予警報</u>の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
1	風水害に強いまちづくり	<p>(サ) <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進</u></p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(シ)・(ス) 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア～オ 〔略〕</p> <p><u>カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>キ～ク 〔略〕</p>	<p>(サ) <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(シ)・(ス) 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア～オ 〔略〕</p> <p>カ～ク 〔略〕</p>

節	節名	新(令和6年度修正)	旧(令和4年度修正)																																																												
5	広域相互応援計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 相互応援協定の締結等 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>災害時等における無人航空機による協力に関する協定書</u></td> <td>北信無人航空機プロジェクト(HUP)</td> <td>無人飛行機を活用した、被災状況等の情報収集</td> <td><u>資料4-30</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における相談業務に関する協定書</u></td> <td>長野県弁護士会</td> <td>大規模災害時における被災者支援のための相談業務</td> <td><u>資料4-31</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における物資輸送等に関する協定書</u></td> <td>ヤマト運輸株式会社</td> <td>町が管理する防災備蓄品の避難所への輸送、物資拠点施設から避難所への物資輸送並びに運営補助業務</td> <td><u>資料4-32</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u></td> <td>株式会社アースワーク</td> <td>下水道管路施設の応急復旧に必要な業務</td> <td><u>資料4-33</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	資料番号	〔略〕				[削除]				〔略〕				<u>災害時等における無人航空機による協力に関する協定書</u>	北信無人航空機プロジェクト(HUP)	無人飛行機を活用した、被災状況等の情報収集	<u>資料4-30</u>	<u>災害時における相談業務に関する協定書</u>	長野県弁護士会	大規模災害時における被災者支援のための相談業務	<u>資料4-31</u>	<u>災害時における物資輸送等に関する協定書</u>	ヤマト運輸株式会社	町が管理する防災備蓄品の避難所への輸送、物資拠点施設から避難所への物資輸送並びに運営補助業務	<u>資料4-32</u>	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>	株式会社アースワーク	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務	<u>資料4-33</u>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 相互応援協定の締結等 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における電気の保安に関する協定書</u></td> <td>一般社団法人中部電気保安協会 長野支店</td> <td>(1) 町有施設の電源復旧の支援 (2) 施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイス (3) 電源復旧に必要な情報の供給</td> <td><u>資料4-14</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	資料番号	〔略〕				<u>災害時における電気の保安に関する協定書</u>	一般社団法人中部電気保安協会 長野支店	(1) 町有施設の電源復旧の支援 (2) 施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイス (3) 電源復旧に必要な情報の供給	<u>資料4-14</u>	〔略〕															
協定名	協定締結先	応援内容	資料番号																																																												
〔略〕																																																															
[削除]																																																															
〔略〕																																																															
<u>災害時等における無人航空機による協力に関する協定書</u>	北信無人航空機プロジェクト(HUP)	無人飛行機を活用した、被災状況等の情報収集	<u>資料4-30</u>																																																												
<u>災害時における相談業務に関する協定書</u>	長野県弁護士会	大規模災害時における被災者支援のための相談業務	<u>資料4-31</u>																																																												
<u>災害時における物資輸送等に関する協定書</u>	ヤマト運輸株式会社	町が管理する防災備蓄品の避難所への輸送、物資拠点施設から避難所への物資輸送並びに運営補助業務	<u>資料4-32</u>																																																												
<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>	株式会社アースワーク	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務	<u>資料4-33</u>																																																												
協定名	協定締結先	応援内容	資料番号																																																												
〔略〕																																																															
<u>災害時における電気の保安に関する協定書</u>	一般社団法人中部電気保安協会 長野支店	(1) 町有施設の電源復旧の支援 (2) 施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイス (3) 電源復旧に必要な情報の供給	<u>資料4-14</u>																																																												
〔略〕																																																															

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
8	要配慮者支援計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援台帳等の作成</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 個別避難計画の事前提供</p> <p>町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u>その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>(7)・(8) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設（資料2-11参照）が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。</p> <p>このため、町は、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(1) 町は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援台帳等の作成</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 個別避難計画の事前提供</p> <p>町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>(7)・(8) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>土砂災害警戒区域等内に立地している要配慮者利用施設（資料2-11参照）が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。</p> <p>このため、町は、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(1) 町は、土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(2) 〔略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
8	要配慮者支援計画	<p>(3) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して、<u>防災</u>気象情報等の伝達を行う。</p> <p>〔要配慮者利用施設〕 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 〔以下略〕</p>	<p>(3) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して、気象情報等の伝達を行う。</p> <p>〔要配慮者利用施設〕 土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 〔以下略〕</p>
9	緊急輸送計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 緊急交通路の指定・整備 緊急輸送道路の指定及び整備は、県が次のように実施する。 ア 〔略〕 イ 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定め、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震に強い道路網を順次整備する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 輸送体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 民間業者等との協力体制の整備 ア～ウ 〔略〕 エ 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</u></p> <p>4 緊急通行車両等の確認 災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる町有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておく。</u> 〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 緊急交通路の指定・整備 緊急輸送路の指定及び整備は、県が次のように実施する。 ア 〔略〕 イ 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定め、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震に強い道路網を順次整備する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 輸送体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 民間業者等との協力体制の整備 ア～ウ 〔略〕 エ 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u></p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出の確認 災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる町有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。</u> 〔以下略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
11	避難の受入活動計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するよう努める。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>町は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供する。</u></p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>避難計画の作成</u></p> <p>ア～ク 〔略〕</p> <p>なお、町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p>(9)・(10) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(3) <u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(4)～(10) 〔略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するよう努める。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。</u></p> <p>(7) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。</u></p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>避難計画の作成</u></p> <p>ア～ク 〔略〕</p> <p>なお、町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</u></p> <p>(10)・(11) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</u></p> <p>(4)～(10) 〔略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
11	避難の受入活動計画	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(12)～(22) 〔略〕</p> <p>(23) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>5～10 〔略〕</p>	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(12)～(22) 〔略〕</p> <p>(23) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>5～10 〔略〕</p>
14	給水計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>町は、町内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握するとともに、災害時協力井戸の登録を図る。</u></p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p>
19	通信・放送施設災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 県防災行政無線の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県防災行政無線の活用</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 一斉通報（音声又はFAX）</p> <p>統制局及び支部局からは<u>気象警報・注意報等の迅速な伝達が可能である。</u></p> <p>5・6 〔略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 県防災行政無線の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県防災行政無線の活用</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 一斉通報（音声又はFAX）</p> <p>統制局及び支部局からは<u>気象予警報等の迅速な伝達が可能である。</u></p> <p>5・6 〔略〕</p>
23	土砂災害等の災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 町は、町域の<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>について、県が行う地すべり防止対策事業に協力し、災害の未然防止に努める。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は<u>資料2-12</u>のとおりである。町は、県と協力し、未指定の<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>に対し、地すべり防止区域の指定を促進する。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>町は、町域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・<u>地すべり危険地区</u>・崩壊土砂流出危険地区）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく（<u>資料2-6～2-8</u>参照）。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 町は、町域の<u>地すべり危険箇所</u>について、県が行う地すべり防止対策事業に協力し、災害の未然防止に努める（<u>資料2-2</u>参照）。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は<u>資料2-12</u>のとおりである。町は、県と協力し、未指定の<u>地すべり危険箇所</u>に対し、地すべり防止区域の指定を促進する。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>町は、町域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・<u>土砂崩壊危険箇所</u>）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく（<u>資料2-6～2-8</u>参照）。</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
23	土砂災害等の災害予防計画	<p>3 土石流対策</p> <p>町は、住民に対して「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（<u>資料2-12</u>参照）の周知、及び以下の警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>町は、崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。町は住民に対して「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（<u>資料2-12</u>参照）を周知するとともに、次の事項を実施する。また、農業用排水路の危険箇所を調査し、県に対して土砂崩壊危険箇所の台帳整備を依頼し、土地改良事業に反映させていく（<u>資料2-13</u>参照）。</p> <p>(1) 防災パトロール等、情報の収集、<u>天気予報及び気象警報・注意報等</u>発令時の伝達、周知方法等について定める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>町内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している（<u>資料2-11</u>参照）。これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。</p> <p>(1) 町は、防災マップや研修会等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知を図っていく。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 町は、梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。</p> <p>6 住民への周知</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>〔住民〕</p>	<p>3 土石流対策</p> <p>町は、住民に対して<u>土石流危険溪流（資料2-3参照）</u>の周知、及び以下の警戒避難体制の確立を図る。また、「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は<u>資料2-12</u>のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>町は、崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。町の急傾斜地崩壊危険箇所（<u>資料2-1</u>参照）については次の事項を実施する。また、「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は<u>資料2-12</u>のとおりである。</p> <p>(1) 防災パトロール等、情報の収集、<u>気象予報、警報</u>発令時の伝達、周知方法等について定める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域対策</p> <p>町内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に立地している（<u>資料2-11</u>参照）。これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。</p> <p>(1) 町は、防災マップや研修会等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して<u>災害危険箇所等</u>の周知を図っていく。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 町は、梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の<u>危険箇所の</u>パトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。</p> <p>6 住民への周知</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>〔住民〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
23	土砂災害等の災害予防計画	<p>(1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> <p>(2) <u>土砂災害特別警戒区域</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず<u>新築等</u>を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。</p>	<p>(1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず<u>新築等</u>を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。</p>
30	二次災害の予防計画	<p>第2 計画の内容 1～3 [略] 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、町は、それら災害が発生するお<u>そのある箇所（土砂災害警戒区域等）</u>をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>	<p>第2 計画の内容 1～3 [略] 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、町は、それら災害が発生する<u>危険がある箇所</u>をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>
31	防災知識普及計画	<p style="text-align: right;">総務課 住民環境課 保健福祉課 教育委員会</p> <p>第1 [略] 第2 計画の内容 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動 (1) 一般啓発 ア 啓発の内容 (ア)～(チ) [略] (ツ) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する知識 (テ)～(ホ) [略] イ [略] (2)～(4) [略] 2 [略] 3 学校等における防災教育の推進 (1) [略] <u>(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) 中学校の生徒を対象に、応急救護の実践的技能修得の指導を行う。</u> (5) [略] 4 [略]</p>	<p style="text-align: right;">総務課 保健福祉課 教育委員会</p> <p>第1 [略] 第2 計画の内容 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動 (1) 一般啓発 ア 啓発の内容 (ア)～(チ) [略] (ツ) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所等</u>に関する知識 (テ)～(ホ) [略] イ [略] (2)～(4) [略] 2 [略] 3 学校等における防災教育の推進 (1) [略] <u>(2) [略]</u> <u>(3) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。</u> (4) [略] 4 [略]</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
31	防災知識普及計画	<p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>	<p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p><u>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</u></p>
32	防災訓練計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>[略]</p> <p>(1) 実施時期</p> <p>防災の日（9月1日）<u>を含む、前後1週間を目安に実施する。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>[略]</p> <p>(1) 実施時期</p> <p>防災の日（9月1日）<u>を挟む、防災週間に実施する。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>
33	災害復旧・復興への備え	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p>
36	ボランティア活動の環境整備	<p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、<u>町・県、社会福祉協議会、NPO等</u>がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>(1) <u>町社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）</u>においてボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>(2) 町は、<u>町社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）</u>及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、<u>防災関係機関</u>がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>(1) <u>町災害ボランティアセンター</u>においてボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>(2) 町は、<u>町災害ボランティアセンター</u>及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
36	ボランティア活動の環境整備	<p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。</p> <p><u>また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、<u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 町は、県、社会福祉協議会、<u>日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、<u>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携の強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、<u>国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 町は、県、社会福祉協議会、<u>日本赤十字社等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

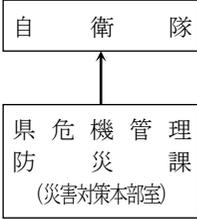
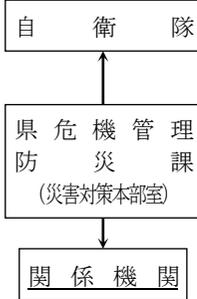
節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）												
1	災害直前活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 住民の避難誘導対策 〔略〕</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4)～(13) 〔略〕</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。また、<u>土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場合は「キキクル」や「雷ノウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u>長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p>(特別警報発表基準)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔削除〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔削除〕	〔略〕		<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 住民の避難誘導対策 〔略〕</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所への避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u></p> <p>(5)～(14) 〔略〕</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p>(特別警報発表基準)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する飯綱町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：230mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：165〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する飯綱町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：230mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：165〕	〔略〕	
現象の種類	基準														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔削除〕														
〔略〕															
現象の種類	基準														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する飯綱町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：230mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：165〕														
〔略〕															

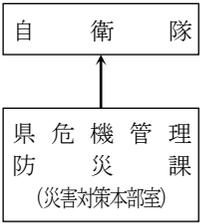
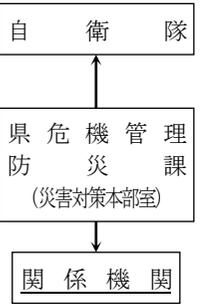
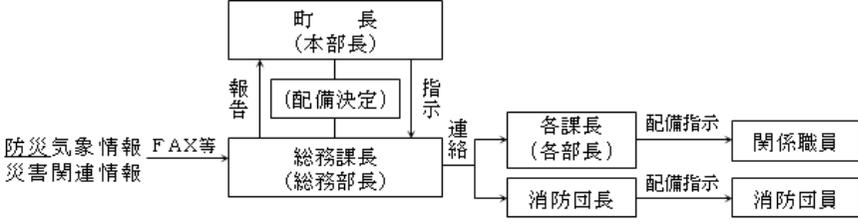
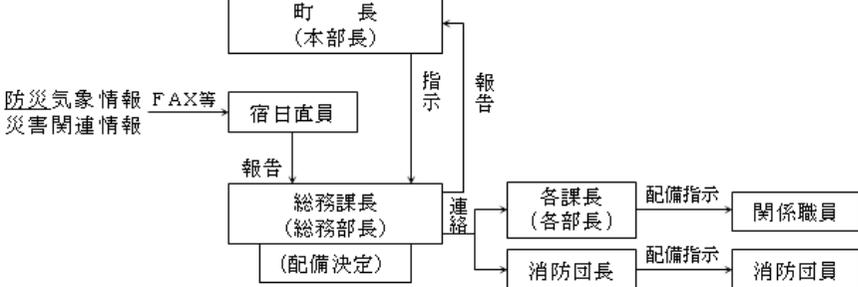
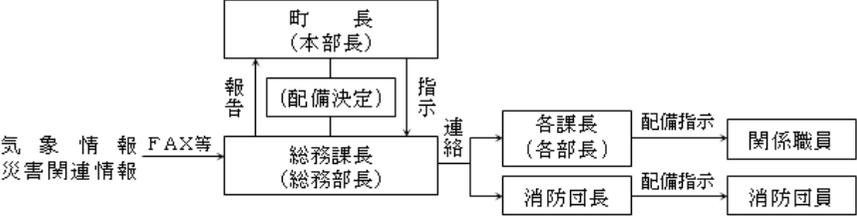
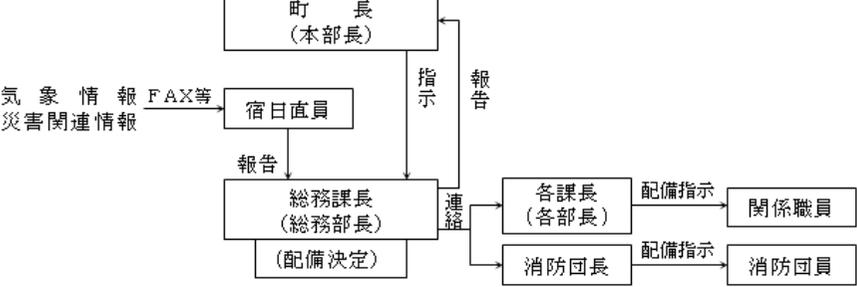
節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																																																																																												
1	災害直前活動	<p>大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和6年11月1日現在） 50年に一度の積雪深：204cm 既往最深積雪深：176cm〕</p> <p>（注）〔略〕</p> <p>〔警報・注意報発表基準〕 （ 令和6年5月23日現在 ） 発表官署 長野地方気象台</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 100</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=<u>15.3</u>、八蛇川流域=<u>6.1</u>、 斑尾川流域=<u>6.4</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>複合基準^{*1}</td> <td>鳥居川流域=（5、<u>13.7</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 76</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=<u>12.2</u>、八蛇川流域=<u>4.8</u>、 斑尾川流域=<u>5.1</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>融雪</td> <td colspan="2">1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なだれ</td> <td colspan="2">1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、<u>または</u>積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、<u>または</u>日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1、※2</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </table>	警 報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 100	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>15.3</u> 、八蛇川流域= <u>6.1</u> 、 斑尾川流域= <u>6.4</u>			複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=（5、 <u>13.7</u> ）	〔略〕				注意報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 76	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>12.2</u> 、八蛇川流域= <u>4.8</u> 、 斑尾川流域= <u>5.1</u>			〔略〕			融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上			なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>または</u> 積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>または</u> 日降水量が15mm以上			〔略〕	〔略〕			※1、※2	〔略〕		<p>大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm〕</p> <p>（注）〔略〕</p> <p>〔警報・注意報発表基準〕 （ 令和2年8月6日現在 ） 発表官署 長野地方気象台</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 110</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=<u>12.3</u>、八蛇川流域=<u>5.8</u>、 斑尾川流域=<u>6.2</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>複合基準^{*1}</td> <td>鳥居川流域=（5、<u>11</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 97</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=<u>9.8</u>、八蛇川流域=<u>4.6</u>、 斑尾川流域=<u>4.9</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>融雪</td> <td colspan="2">1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なだれ</td> <td colspan="2">1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、<u>又は</u>積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、<u>又は</u>日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1、※2</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </table>	警 報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 110	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>12.3</u> 、八蛇川流域= <u>5.8</u> 、 斑尾川流域= <u>6.2</u>			複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=（5、 <u>11</u> ）	〔略〕				注意報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 97	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>9.8</u> 、八蛇川流域= <u>4.6</u> 、 斑尾川流域= <u>4.9</u>			〔略〕			融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上			なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>又は</u> 積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>又は</u> 日降水量が15mm以上			〔略〕	〔略〕			※1、※2	〔略〕	
警 報	大雨	浸水害			〔略〕																																																																																										
		土砂災害		土壌雨量指数基準 100																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>15.3</u> 、八蛇川流域= <u>6.1</u> 、 斑尾川流域= <u>6.4</u>																																																																																												
		複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=（5、 <u>13.7</u> ）																																																																																												
〔略〕																																																																																															
注意報	大雨	浸水害	〔略〕																																																																																												
		土砂災害	土壌雨量指数基準 76																																																																																												
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>12.2</u> 、八蛇川流域= <u>4.8</u> 、 斑尾川流域= <u>5.1</u>																																																																																												
		〔略〕																																																																																													
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																																													
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>または</u> 積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>または</u> 日降水量が15mm以上																																																																																													
	〔略〕	〔略〕																																																																																													
	※1、※2	〔略〕																																																																																													
警 報	大雨	浸水害	〔略〕																																																																																												
		土砂災害	土壌雨量指数基準 110																																																																																												
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>12.3</u> 、八蛇川流域= <u>5.8</u> 、 斑尾川流域= <u>6.2</u>																																																																																												
		複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=（5、 <u>11</u> ）																																																																																												
〔略〕																																																																																															
注意報	大雨	浸水害	〔略〕																																																																																												
		土砂災害	土壌雨量指数基準 97																																																																																												
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域= <u>9.8</u> 、八蛇川流域= <u>4.6</u> 、 斑尾川流域= <u>4.9</u>																																																																																												
		〔略〕																																																																																													
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																																													
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>又は</u> 積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>又は</u> 日降水量が15mm以上																																																																																													
	〔略〕	〔略〕																																																																																													
	※1、※2	〔略〕																																																																																													

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																												
1	災害直前活動	<p>（参考）</p> <table border="1"> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> </table> <p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。	流域雨量指数	流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。	種類	情報名	概要	洪水警報	[略]		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	[略]		<p>（参考）</p> <table border="1"> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> </table> <p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。	流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。	種類	情報名	概要	洪水警報	[略]		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	[略]	
土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。																														
流域雨量指数	流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。																														
種類	情報名	概要																													
洪水警報	[略]																														
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													
	[略]																														
土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。																														
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。																														
種類	情報名	概要																													
洪水警報	[略]																														
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													
	[略]																														

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																				
1	災害直前活動	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" data-bbox="327 288 1223 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 288 577 320">種類</th> <th data-bbox="577 288 1223 320">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 320 577 608">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td data-bbox="577 320 1223 608">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 608 577 823">大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td data-bbox="577 608 1223 823">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 823 577 1070">洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td data-bbox="577 823 1223 1070">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1070 577 1390">危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</td> <td data-bbox="577 1070 1223 1390"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕	危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1245 288 2141 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 288 1496 320">種類</th> <th data-bbox="1496 288 2141 320">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 320 1496 608">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td data-bbox="1496 320 2141 608">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 608 1496 823">大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td data-bbox="1496 608 2141 823">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 823 1496 1070">洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td data-bbox="1496 823 2141 1070">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1070 1496 1390"></td> <td data-bbox="1496 1070 2141 1390"></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u> 〔略〕	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕		
種類	概要																						
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕																						
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> 〔略〕																						
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																						
種類	概要																						
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u> 〔略〕																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕																						
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> 〔略〕																						

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）				
1	災害直前活動	<table border="1" data-bbox="331 220 1218 469"> <tr> <td data-bbox="331 220 577 469">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="577 220 1218 469">各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </table> <p data-bbox="353 507 465 533">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="353 545 965 571">(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p data-bbox="376 577 1227 1027">気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。<u>大雨・洪水警戒や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u></p> <p data-bbox="353 1040 591 1066">(4) 土砂災害警戒情報</p> <p data-bbox="376 1072 1227 1276">大雨警報（土砂災害）発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。</u>なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	<table border="1" data-bbox="1249 220 2136 469"> <tr> <td data-bbox="1249 220 1496 469">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1496 220 2136 469">水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。<u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1272 507 1384 533">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1272 545 1883 571">(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p data-bbox="1294 577 2145 925">気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p data-bbox="1272 1040 1509 1066">(4) 土砂災害警戒情報</p> <p data-bbox="1294 1072 2145 1276">大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 <u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u>
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。						
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 <u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u>						

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
1	災害直前活動	<p>(5) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</u> [以下略]</p>	<p>(5) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</u> [以下略]</p>
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>第2 活動の内容 1 [略] 2 被害状況等の調査と調査責任機関 (1)・(2) [略] (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u> 3・4 [略] 飯綱町の災害情報収集連絡系統図 (1)～(5) [略] (6) 土木関係被害状況報告 ア [略] イ 公共土木施設被害状況報告等（様式第7号） [図中] </p>	<p>第2 活動の内容 1 [略] 2 被害状況等の調査と調査責任機関 (1)・(2) [略] (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 3・4 [略] 飯綱町の災害情報収集連絡系統図 (1)～(5) [略] (6) 土木関係被害状況報告 ア [略] イ 公共土木施設被害状況報告等（様式第7号） [図中] </p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式第7号） [図中]</p>  <p>[以下略]</p>	<p>ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式第7号） [図中]</p>  <p>[以下略]</p>
3	非常参集職員の活動	<p>第2 活動の内容 1 動員配備体制 (1)～(4) [略] (5) 動員配備伝達系統 ア 勤務時間内</p>  <p>イ 勤務時間外</p> 	<p>第2 活動の内容 1 動員配備体制 (1)～(4) [略] (5) 動員配備伝達系統 ア 勤務時間内</p>  <p>イ 勤務時間外</p> 

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																								
3	非常参集職員の活動	<p>2 飯綱町災害警戒本部の設置</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 警戒本部の活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 総務部長（総務課長）は、<u>防災気象情報、町内各地区の状況及び警戒本部各部（各課）の活動状況等の情報等</u>をとりまとめ、警戒本部長（町長）に報告するとともに、警戒本部長（町長）の指示を関係部（関係課）に伝達する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>別紙1 〔略〕</p> <p>別紙2 災害対策本部各部の事務分掌</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 各部の個別事務</p> <table border="1" data-bbox="327 676 1223 895"> <thead> <tr> <th>部（◎部長）</th> <th colspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>本部事務</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>◎総務課長</td> <td>情報収集</td> <td>・防災気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部（◎部長）	事務分掌		総務部	本部事務	〔略〕	◎総務課長	情報収集	・防災気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。	〔略〕			<p>2 飯綱町災害警戒本部の設置</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 警戒本部の活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 総務部長（総務課長）は、<u>気象情報、町内各地区の状況及び警戒本部各部（各課）の活動状況等の情報等</u>をとりまとめ、警戒本部長（町長）に報告するとともに、警戒本部長（町長）の指示を関係部（関係課）に伝達する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>別紙1 〔略〕</p> <p>別紙2 災害対策本部各部の事務分掌</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 各部の個別事務</p> <table border="1" data-bbox="1245 676 2141 895"> <thead> <tr> <th>部（◎部長）</th> <th colspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>本部事務</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>◎総務課長</td> <td>情報収集</td> <td>・気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部（◎部長）	事務分掌		総務部	本部事務	〔略〕	◎総務課長	情報収集	・気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。	〔略〕		
部（◎部長）	事務分掌																										
総務部	本部事務	〔略〕																									
◎総務課長	情報収集	・防災気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。																									
〔略〕																											
部（◎部長）	事務分掌																										
総務部	本部事務	〔略〕																									
◎総務課長	情報収集	・気象情報の受理、伝達に関すること。 ・防災行政無線に関すること。																									
〔略〕																											
4	広域相互応援活動	<p>第1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>																								

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																																																																				
5	ヘリコプターの運用計画	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>[削除]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 県警ヘリコプター [略]</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 危機管理部 (消防課・危機管理防災課) </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 警察本部 (警備第二課) </div> </div>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	[略]							県警ヘリコプター	[削除]						アグスタAW139	17	○		○	○	[略]							<p>第2 活動の内容</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 県警ヘリコプター [略]</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 危機管理部 (危機管理防災課) </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 警察本部 (警備第二課) → (地域課) </div> </div>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	[略]							県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	アグスタAW139	17	○		○	○	[略]						
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																	
[略]																																																																							
県警ヘリコプター	[削除]																																																																						
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																	
[略]																																																																							
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																	
[略]																																																																							
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○																																																																	
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																	
[略]																																																																							

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
5	ヘリコプターの運用計画	<p>〔略〕 ウ 〔略〕 エ 自衛隊ヘリコプター</p> <p>通知 (知事への要請要求ができない場合)</p> <p>要請</p> <p>連絡班が県庁に派遣されている場合</p> <p>自衛隊連絡</p> <p>知事</p> <p>第13普通科連隊長 (松本駐屯地司令)</p> <p>関係部長</p> <p>危険管理部長 (危機管理防災課)</p> <p>現地機関の長</p> <p>長野地域振興局長</p> <p>連絡調整</p> <p>指定地方行政機関等</p> <p>飯綱町長</p> <p>オ 〔略〕 カ ドクターヘリ 〔略〕 〔図中〕</p> <p>健康福祉部 (医療政策課)</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔略〕 ウ 〔略〕 エ 自衛隊ヘリコプター</p> <p>通知 (知事への要請要求ができない場合)</p> <p>要請</p> <p>連絡班が県庁に派遣されている場合</p> <p>自衛隊連絡</p> <p>知事</p> <p>第13普通科連隊長 (松本駐屯地司令)</p> <p>関係部長</p> <p>危険管理部長 (危機管理防災課)</p> <p>警察本部長 (警備第二課)</p> <p>現地機関の長</p> <p>長野地域振興局長</p> <p>連絡調整</p> <p>指定地方行政機関等</p> <p>飯綱町長</p> <p>長野中央警察署長</p> <p>飯綱町交番</p> <p>オ 〔略〕 カ ドクターヘリ 〔略〕 〔図中〕</p> <p>健康福祉部 (医療推進課)</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																
6	自衛隊の災害派遣	<p>第1 基本方針</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策基本法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 救助活動の内容 [略]</p> <table border="1" data-bbox="327 603 1223 743"> <thead> <tr> <th>救助活動</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水、入浴支援</td> <td>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p>ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長に派遣要請を求める。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	救助活動	内 容	[略]	[略]	給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援	[略]	[略]	<p>第1 基本方針</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策基本法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 救助活動の内容 [略]</p> <table border="1" data-bbox="1245 603 2141 743"> <thead> <tr> <th>救助活動</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p>ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長若しくは長野中央警察署長を通じ知事に派遣を求める。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	救助活動	内 容	[略]	[略]	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水	[略]	[略]
救助活動	内 容																		
[略]	[略]																		
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援																		
[略]	[略]																		
救助活動	内 容																		
[略]	[略]																		
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水																		
[略]	[略]																		

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																								
6	自衛隊の災害派遣	<p style="text-align: center;">派遣要請の手続系統（通知・連絡先）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第13普通科連隊長 (松本駐屯地司令)</p> <p>◎要請文書の宛先・連絡先 宛先：陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1</p> <p>◎連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">勤務時間中</th> <th style="width: 50%;">勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-78 </td> <td> 気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62 </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">2 派遣部隊との連絡調整 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区</th> <th style="width: 25%;">分</th> <th style="width: 25%;">総括連絡調整者</th> <th style="width: 25%;">現地連絡調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(3) [略] [自衛隊] [略]</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請 町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に<u>文書又は口頭</u>をもって報告する。 [以下略]</p>	勤務時間中	勤務時間外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-78	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62	区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">派遣要請の手続系統（通知・連絡先）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第13普通科連隊 (松本駐屯地司令)</p> <p>◎要請文書の宛先・連絡先 宛先：陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1</p> <p>◎連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">勤務時間中</th> <th style="width: 50%;">勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76 </td> <td> 気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62 </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">2 派遣部隊との連絡調整 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区</th> <th style="width: 25%;">分</th> <th style="width: 25%;">総括連絡調整者</th> <th style="width: 25%;">現地連絡調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(3) [略] [自衛隊] [略]</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請 町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。 [以下略]</p>	勤務時間中	勤務時間外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62	区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者	[略]	[略]	[略]	[略]
勤務時間中	勤務時間外																										
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-78	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62																										
区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者																								
[略]	[略]	[略]	[略]																								
勤務時間中	勤務時間外																										
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62																										
区	分	総括連絡調整者	現地連絡調整者																								
[略]	[略]	[略]	[略]																								

節	節 名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
7	救助・救急・医療活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>[長野市消防局] [略]</p> <p>[住民及び自主防災組織]</p> <p><u>住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。</u></p> <p>特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[住民]</p> <p><u>発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。</u></p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>[長野市消防局] [略]</p> <p>[住民及び自主防災組織]</p> <p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。</p> <p>特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
9	要配慮者に対する応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難所での生活環境整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 [略]</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難所での生活環境整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 [略]</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>[以下略]</p>
11	障害物の処理活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>[以下略]</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																																																											
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) 避難指示等の実施機関、根拠等</p> <p>ア 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>〔略〕</p> <p>また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">避難情報等 (警戒レベル)</th> <th colspan="3">河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">警戒 レベル</th> <th rowspan="2">状況</th> <th rowspan="2">住民がとるべき 行動</th> <th rowspan="2">避難情報等</th> <th colspan="3">防災気象情報（警戒レベル相当情報）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>浸水の情報 (河川)</th> <th>土砂災害の情報 (雨)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生 又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保！</td> <td>緊急安全確保</td> <td>5相当</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>大雨特別警報 (土砂災害)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">〜〜〜警戒レベル4までに必ず避難！〜〜〜</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のお それ高い</td> <td>危険な場所から 全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>4相当</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>土砂災害 警戒情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のお それあり</td> <td>危険な場所から 高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>3相当</td> <td>氾濫警戒情報 洪水警報</td> <td>大雨警報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況 悪化</td> <td>自らの避難行動を 確認</td> <td>大雨・洪水 注意報</td> <td>2相当</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象 状況悪化 のおそれ</td> <td>災害への心構えを 高める</td> <td>早期注意情報</td> <td>1相当</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)			警戒 レベル	状況	住民がとるべき 行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）				浸水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)	5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	〜〜〜警戒レベル4までに必ず避難！〜〜〜							4	災害のお それ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報	3	災害のお それあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報	2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水 注意報	2相当	氾濫注意情報	—	1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当	—	—	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) 避難指示等の実施機関、根拠等</p> <p>ア 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>〔略〕</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>
避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)																																																										
警戒 レベル	状況	住民がとるべき 行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）																																																										
					浸水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)																																																								
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)																																																								
〜〜〜警戒レベル4までに必ず避難！〜〜〜																																																														
4	災害のお それ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報																																																								
3	災害のお それあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報																																																								
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水 注意報	2相当	氾濫注意情報	—																																																								
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当	—	—																																																								

節	節名	新（令和6年度修正）				旧（令和4年度修正）			
		実施事項	機関等	根拠	対象災害	実施事項	機関等	根拠	対象災害
12	避難受入れ及び情報提供活動	高齢者等避難	町長	災害対策基本法第56条	災害全般	高齢者等避難	町長		災害全般
		避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
			知事	災害対策基本法第60条	災害全般				
			水防管理者	水防法第29条	洪水		水防管理者	水防法第29条	洪水
			知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
			〔略〕		〔略〕				
		緊急安全確保	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	〔略〕			
			知事	災害対策基本法第60条	災害全般				
			警察官	災害対策基本法第61条	災害全般				
		〔略〕		〔略〕		〔略〕			
		イ 〔略〕		イ 〔略〕					
		ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。		ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。					
(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味		(2) 高齢者等避難、避難指示の意味							
ア 「高齢者等避難」 災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。		ア 「高齢者等避難」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。							
イ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。		イ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難させるため立ち退きを指示することをいう。							
ウ 「緊急安全確保」 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。		(3) 避難指示等の区分 町は、別に定める「避難情報の判断基準及び伝達マニュアル」（資料1-7参照）に基づき、避難指示等が発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。							

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																								
12	避難受入れ及び情報提供活動	(3) [略]	<p>警戒レベル及び避難指示等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 252 1384 288">警戒レベル</th> <th data-bbox="1384 252 1608 288">避難・防災気象情報</th> <th data-bbox="1608 252 1861 288">発令時の状況</th> <th data-bbox="1861 252 2136 288">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 288 1384 384">警戒レベル 1</td> <td data-bbox="1384 288 1608 384">早期注意情報 〔気象庁が発表〕</td> <td data-bbox="1608 288 1861 384">○警報級の現象が起こる可能性がある状況</td> <td data-bbox="1861 288 2136 384">●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 384 1384 639">警戒レベル 2</td> <td data-bbox="1384 384 1608 639">洪水・大雨注意報等 〔気象庁が発表〕</td> <td data-bbox="1608 384 1861 639">○災害の発生する可能性がある状況</td> <td data-bbox="1861 384 2136 639">●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 639 1384 863">警戒レベル 3</td> <td data-bbox="1384 639 1608 863">高齢者等避難</td> <td data-bbox="1608 639 1861 863">○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td data-bbox="1861 639 2136 863">●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 863 1384 1086">警戒レベル 4</td> <td data-bbox="1384 863 1608 1086">避難指示</td> <td data-bbox="1608 863 1861 1086">○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="1861 863 2136 1086">●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1086 1384 1214">警戒レベル 5</td> <td data-bbox="1384 1086 1608 1214">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1608 1086 1861 1214">○災害が発生した状況</td> <td data-bbox="1861 1086 2136 1214">●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 避難行動要支援者に対する高齢者等避難について 災害の状況等により、住民の避難行動が夜間に及ぶ可能性がある場合には、特に在宅の避難行動要支援者に対する高齢者等避難の伝達時期を前倒して行うこととし、日没前に避難が完了できるようにする。</p> <p>(4) [略]</p>	警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル 1	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	○警報級の現象が起こる可能性がある状況	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル 2	洪水・大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	○災害の発生する可能性がある状況	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル 3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始	警戒レベル 4	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始	警戒レベル 5	緊急安全確保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。
警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動																								
警戒レベル 1	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	○警報級の現象が起こる可能性がある状況	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																								
警戒レベル 2	洪水・大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	○災害の発生する可能性がある状況	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。																								
警戒レベル 3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始																								
警戒レベル 4	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始																								
警戒レベル 5	緊急安全確保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。																								

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>(4) 避難指示等の内容 避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。 ア～コ [略]</p> <p>(5) 住民への周知 ア 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 イ 町長以外の発令者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 ウ～オ [略] カ 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(6) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(7) 町有施設における避難活動 ア [略] イ 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 [略] 3 避難誘導活動 避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (1)・(2) [略] 【住民】 住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。</p>	<p>(5) 避難指示等の内容 避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。 ア～コ [略]</p> <p>(6) 住民への周知 ア 避難指示等を行ったときは、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 イ 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 ウ～オ [略] カ 避難指示等をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(8) 町有施設における避難活動 ア [略] イ 避難指示等は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 [略] 3 避難誘導活動 避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (1)・(2) [略] 【住民】 (1) 要避難地区で避難を要する場合 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア～オ 〔略〕 カ 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</p> <p>(8) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(9)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(13)～(23) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) <u>町は、県と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>町は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p>	<p>(2) <u>任意避難地区で避難を要する場合</u> 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様、<u>出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> <p>(3) <u>非常持出し品</u> 非常持出し品は、食料（3日分、推奨1週間分程度）、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておく。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア～オ 〔略〕 カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>(8) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(9)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置をとるよう努める。</u></p> <p>(13)～(23) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
12	避難受入れ及び情報提供活動	(7) <u>町は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u>	
13	孤立地域対策活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) ヘリコプターの要請</p> <p>町長は、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) ヘリコプターの要請</p> <p>町長は、<u>陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>
14	食料品等の調達供給活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p><u>ア 町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</u></p> <p><u>イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
17	保健衛生、感染症予防活動	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師及び看護師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、<u>管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。</u></p> <p>さらに、<u>歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町は、県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、<u>受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師及び看護師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、<u>栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町は、県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、<u>受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</u></p> <p>〔以下略〕</p>
19	廃棄物の処理活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>(1) 仮置場の設置</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。</u>この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>(1) 仮置場の設置</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>必要に応じて仮置き場を設ける。</u>この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
21	危険物施設等 応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) <u>災害時における連絡</u> 危険物施設等において<u>災害時における関係機関との連絡体制を確立する。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 ア～エ [略]</p> <p><u>オ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u></p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) <u>災害発生時等における連絡</u> 危険物施設等において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 ア～エ [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
23	下水道施設等 応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による情報提供に努める。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報収集で得た航空写真・<u>画像等</u>については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>情報提供に努める。</u></p> <p>[以下略]</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
24	通信・放送施設 応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)が設置された場合や、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。 〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕 〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天グループ(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)が設置された場合や、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。 〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天グループ(株)〕 〔以下略〕</p>
27	災害広報活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>[略]</p> <p>(1) 災害発生直後</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>天気予報及び警報・注意報等に関する情報</u></p> <p>ウ～テ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>[略]</p> <p>(1) 災害発生直後</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>気象予警報等に関する情報</u></p> <p>ウ～テ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
28	土砂災害等応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 土砂災害警戒区域周辺の警戒監視・通報</p> <p>町は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの<u>土砂災害緊急情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講ずる。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5 地すべり等応急対策</p> <p>(1) <u>警戒避難に関する情報</u>を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。 〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 危険箇所周辺の警戒監視・通報</p> <p>町は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの<u>警戒避難情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講ずる。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。 〔以下略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
37	ボランティアの受入れ体制	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕 〔略〕</p> <p><u>【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等】</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>【その他NPO・NGO等】 〔略〕</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、<u>災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。</u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕 〔略〕</p> <p><u>【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）】</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>【その他NPO・NGO等】 〔略〕</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
1	復旧・復興の基本方針の決定	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支援体制の確立</p> <p>町は、災害復旧・復興事業を迅速かつ適切に行うため、必要に応じ、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害復旧・復興に必要な職員の配備、応援について協力を依頼する。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求め</u> <u>る場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支援体制の確立</p> <p>町は、災害復旧・復興事業を迅速かつ適切に行うため、必要に応じ、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害復旧・復興に必要な職員の配備、応援について協力を依頼する。</p>
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 職員派遣</p> <p>[略]</p> <p>そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 職員派遣</p> <p>[略]</p> <p>そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>
5	被災者等の生活再建等の支援	<p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等</u>を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 被災者台帳の作成</p> <p>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>11 [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 被災者台帳の作成</p> <p>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>11 [略]</p>

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

節	節名	新（令和6年度修正）		旧（令和4年度修正）	
1	地震に強いまちづくり	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い町構造の形成</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>カ～ク [略]</p>		<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い町構造の形成</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ～キ [略]</p>	
30	二次災害の予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する<u>おそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）</u>をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>		<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する<u>危険がある箇所</u>をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>	
38 ・ 39		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
		第38節	観光地の災害予防計画	150	[略]
		第39節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	151	
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
		第38節	観光地の災害予防計画	146	[略]
		第39節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	147	

第3編 震災対策編

第2章 災害応急計画

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																								
1	非常参集職員の活動	<p>第2 活動の内容 具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>警戒一次体制</td> <td>○飯綱町に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表され、飯綱町で大地震の発生するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>警戒二次体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害警戒本部)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急体制 (災害対策本部)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	警戒準備体制	○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	警戒一次体制	○飯綱町に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表され、飯綱町で大地震の発生するおそれがあるとき	警戒二次体制		非常体制 (災害警戒本部)	[略]	緊急体制 (災害対策本部)	[略]	<p>第2 活動の内容 具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒一次体制</td> <td>○飯綱町に震度4の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>警戒二次体制</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害警戒本部)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急体制 (災害対策本部)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準			警戒一次体制	○飯綱町に震度4の地震が発生したとき	警戒二次体制	○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	非常体制 (災害警戒本部)	[略]	緊急体制 (災害対策本部)	[略]
配備体制	配備基準																										
警戒準備体制	○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき																										
警戒一次体制	○飯綱町に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表され、飯綱町で大地震の発生するおそれがあるとき																										
警戒二次体制																											
非常体制 (災害警戒本部)	[略]																										
緊急体制 (災害対策本部)	[略]																										
配備体制	配備基準																										
警戒一次体制	○飯綱町に震度4の地震が発生したとき																										
警戒二次体制	○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき																										
非常体制 (災害警戒本部)	[略]																										
緊急体制 (災害対策本部)	[略]																										

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																		
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、<u>揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</u></p> <p>なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>イ 緊急地震速報（予報）</p> <p>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、<u>主に高度利用者向けとして伝えられる。</u></p> <p>(2) 震度速報</p> <p><u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u></p> <p><u>地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。</u></p> <p>(3) 地震情報</p> <p>地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="327 959 1223 1281"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半で、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 <u>ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u></td> <td><u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半で、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 <u>ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u>	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが<u>推定されたときに</u>、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の<u>揺れが</u>予想される地域に対し<u>地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</u></p> <p>なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上の<u>大きさの地震動が</u>予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>イ 緊急地震速報（予報）</p> <p>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。<u>主に高度利用者向けとして伝えられる。</u></p> <p>(2) 震度速報</p> <p><u>震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。</u></p> <p><u>地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</u></p> <p>(3) 地震情報</p> <p>地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1245 959 2141 1281"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
地震情報の種類	発表基準	内容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半で、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上 <u>ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。</u>	<u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>																			
地震情報の種類	発表基準	内容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																			

節	節名	新（令和6年度修正）			旧（令和4年度修正）		
2	災害情報の収集・連絡活動	震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	〔略〕	震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	〔略〕
		各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。
		遠地地震に関する情報	〔略〕	〔略〕	遠地地震に関する情報	〔略〕	〔略〕
		その他の情報	〔略〕	〔略〕	その他の情報	〔略〕	〔略〕
		推計震度分布図	〔略〕	〔略〕	推計震度分布図	〔略〕	〔略〕
		長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。			

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
25	鉄道施設応急活動	<p>第1 基本方針 〔略〕 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。</p> <p>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、<u>関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。</u></p> <p>第2 〔略〕</p> <p>第3 活動の内容 1 〔略〕 2 実施計画 【しなの鉄道(株)】 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>災害時の動員体制</u> 〔以下略〕</p>	<p>第1 基本方針 〔略〕 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに<u>応急復旧活動</u>に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく<u>ものとする。</u></p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する<u>ものとする。</u></p> <p>第2 〔略〕</p> <p>第3 活動の内容 1 〔略〕 2 実施計画 【しなの鉄道(株)】 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>災害発生時の動員体制</u> 〔以下略〕</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
1	雪害対策	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p><u>(1) 町及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u></p> <p><u>(2)～(6) 〔略〕</u></p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 授業の確保等</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは<u>防災気象情報を伝達するなど事故防止に努める。</u></p> <p>(4)～(8) 〔略〕</p> <p>8・9 〔略〕</p> <p>10 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発</p> <p><u>(1) 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</u></p> <p>このため、町は、降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所（資料2－5参照）等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、<u>既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p><u>(2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。</u></p> <p>11～13 〔略〕</p>	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 授業の確保等</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。</p> <p>(4)～(8) 〔略〕</p> <p>8・9 〔略〕</p> <p>10 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発</p> <p>雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、町は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所（資料2－5参照）等の周知を図る。</p> <p>11～13 〔略〕</p>

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）																								
1	雪害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>町は、雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する<u>気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について</u>万全を期する。</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p style="text-align: center;">長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準</p> <p>(1) 特別警報 （長野地方気象台）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特別警報</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> <td style="width: 80%;"> 数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和6年11月1日現在） 50年に一度の積雪深：204cm 既往最深積雪深：176cm〕 </td> </tr> </table> <p>※ 〔略〕</p> <p>大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、<u>その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。</u></p> <p>個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</p> <p>(2) 警報及び注意報</p> <p style="text-align: right;">（令和6年5月23日現在） 発表官署 長野地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">注意報</td> <td style="width: 15%;">なだれ</td> <td style="width: 70%;"> 1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、<u>または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、<u>または日降水量が15mm以上</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(注) 1 〔略〕</p> <p>2 <u>警報・注意報</u>はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな<u>警報・注意報</u>等が発表されるときは、これまで継続中の<u>警報・注意報</u>等は自動的に解除され、又は更新されて新たな<u>警報・注意報</u>等に切り替えられる。</p>	特別警報	〔略〕	数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和6年11月1日現在） 50年に一度の積雪深：204cm 既往最深積雪深：176cm〕	〔略〕			注意報	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>または日降水量が15mm以上</u>	〔略〕			<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>町は、雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する<u>気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について</u>万全を期する。</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p style="text-align: center;">長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準</p> <p>(1) 特別警報 （長野地方気象台）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">特別警報</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〔略〕</td> <td style="width: 80%;"> 数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm〕 </td> </tr> </table> <p>※ 〔略〕</p> <p>大雪特別警報は、府県程度の広がり<u>で</u>50年に一度の<u>値</u>となる現象が対象。</p> <p>個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p> <p>(2) 警報及び注意報</p> <p style="text-align: right;">（令和2年8月6日現在） 発表官署 長野地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">注意報</td> <td style="width: 15%;">なだれ</td> <td style="width: 70%;"> 1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、<u>又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、<u>又は日降水量が15mm以上</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(注) 1 〔略〕</p> <p>2 <u>注意報・警報</u>はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな<u>注意報・警報</u>等が発表されるときは、これまで継続中の<u>注意報・警報</u>等は自動的に解除され、又は更新されて新たな<u>注意報・警報</u>等に切り替えられる。</p>	特別警報	〔略〕	数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm〕	〔略〕			注意報	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>又は日降水量が15mm以上</u>	〔略〕		
特別警報	〔略〕	数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和6年11月1日現在） 50年に一度の積雪深：204cm 既往最深積雪深：176cm〕																									
〔略〕																											
注意報	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>または日降水量が15mm以上</u>																									
〔略〕																											
特別警報	〔略〕	数10年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（信濃町） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm〕																									
〔略〕																											
注意報	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 <u>又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。</u> 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 <u>又は日降水量が15mm以上</u>																									
〔略〕																											

第4編 その他の災害対策編

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
3	道路災害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、<u>迂回道路</u>の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、<u>う回道路</u>の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。</p> <p>〔以下略〕</p>
4	鉄道災害対策	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>町は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。</p> <p><u>〔鉄道事業者〕</u></p> <p><u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>町は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。</p> <p>〔以下略〕</p>
5	危険物等災害対策	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>町は、<u>危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかると計画の作成等の実施に努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>町は、<u>火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
6	大規模な火事 災害対策	<p>第1 災害予防計画 1～4 〔略〕 5 消火活動 (1) 〔略〕 (2) 消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。 (3) 〔略〕 (4) 火災予防 ア・イ 〔略〕 ウ 危険物保有施設への指導 <u>化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。</u> 〔以下略〕</p>	<p>第1 災害予防計画 1～4 〔略〕 5 消火活動 (1) 〔略〕 (2) 消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。 (3) 〔略〕 (4) 火災予防 ア・イ 〔略〕 ウ 危険物保有施設への指導 <u>科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。</u> 〔以下略〕</p>
7	林野火災対策	<p>第1 災害予防計画 林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、町は、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、<u>林野火災対策計画を確立し、林野火災対策計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。</u> 1 林野火災に強いまちづくり (1) 林野火災対策計画の確立 町は、関係機関と緊密な連携をとり、<u>林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。</u> ア～オ 〔略〕 (2) 予防対策の実施 林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、<u>林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</u> 町は、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p>	<p>第1 災害予防計画 林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、町は、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、<u>林野火災消防計画を確立し、林野火災消防計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。</u> 1 林野火災に強いまちづくり (1) 林野火災消防計画の確立 町は、関係機関と緊密な連携をとり、<u>林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。</u> ア～オ 〔略〕 (2) 予防対策の実施 林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、<u>林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</u> 町は、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節 名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
7	林野火災対策	<p>ア・イ [略] ウ <u>山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視</u> エ・オ [略]</p> <p>2 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>(1) <u>防災気象情報の収集体制の整備</u> 町は、長野地方気象台からの<u>気象警報・注意報</u>等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。</p> <p>(2) <u>林野火災関連情報等の収集体制の整備</u> 町は、林野火災の発生しやすい時期において、広報車、<u>県警ヘリ</u>等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 災害応急対策計画 [略]</p> <p>1 林野火災の警戒活動 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>たき火等の制限</u> ア [略] イ <u>長野地方気象台から気象警報・注意報</u>等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。 ウ [略] [以下略]</p>	<p>ア・イ [略] ウ <u>森林保全巡視指導員及び森林保全推進員</u>による巡視</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>2 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>(1) <u>気象情報の収集体制の整備</u> 町は、長野地方気象台からの<u>気象注意報・警報</u>等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。</p> <p>(2) <u>林野火災関連情報等の収集体制の整備</u> 町は、林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 災害応急対策計画 [略]</p> <p>1 林野火災の警戒活動 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>たき火等の制限</u> ア [略] イ <u>長野地方気象台から気象注意報・警報</u>等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。 ウ [略] [以下略]</p>
8	原子力災害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 放射性物質濃度の測定</p> <p>(1) 町は、必要に応じて<u>放射性物質濃度</u>の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 放射能濃度の測定</p> <p>(1) 町は、必要に応じて<u>水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の放射能濃度</u>の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	新（令和6年度修正）	旧（令和4年度修正）
8	原子力災害対策	<p>6 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導 ア・イ 〔略〕 なお、「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 〔表 略〕</p> <p>(2) 広域避難活動 ア～オ 〔略〕 <u>カ 町は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。</u></p> <p>7 〔略〕</p> <p>8 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 飲食物摂取制限に関する指標 〔表 略〕 （「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より） 〔以下略〕</p>	<p>6 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導 ア・イ 〔略〕 なお、「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 〔表 略〕</p> <p>(2) 広域避難活動 ア～オ 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>8 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 飲食物摂取制限に関する指標 〔表 略〕 （「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より） 〔以下略〕</p>